



平成 21 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 メディアエクスチェンジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 石田 宏樹
(コード番号 3 7 4 6 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役副社長 田中 伸明
(TEL: 0 3 - 4 3 0 6 - 6 5 4 3)

定款一部変更等及び全部取得条項付普通株式の取得等 に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日付「資本金及び資本準備金の額の減少、当社株式の非公開化等のための定款の一部変更並びに全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」及び平成 21 年 6 月 10 日付「資本金及び資本準備金の額の減少、当社株式の非公開化等のための定款の一部変更並びに全部取得条項付株式の取得に関するお知らせの一部訂正について」(以下、総称して「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の全部の取得について、当社第 12 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場(以下「東証マザーズ市場」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 6 月 30 日から平成 21 年 7 月 29 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 7 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証マザーズ市場において取引することはできません。

また、当社は、本定時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、全部取得条項付普通株主様(ただし、当社を除きます。)から、その所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 16,000 分の 1 株の割合をもって交付します。

記

I. 当社定款一部変更等の内容

当社は、「当社プレスリリース」にてお知らせいたしましたとおり、以下の内容による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得について必要なご承認をいただくため、次の①から③の事項を付議議案に含む本定時株主総会及び②を付議議案とする本種類株主総会を本日開催いたしました。

(以下、①から③までを「本定款一部変更等」と総称します。)

- ①当社定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式であるA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設
- ②上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といい、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式16,000分の1株を交付する旨の定めを新設）
- ③会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、取得対価として、全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式16,000分の1株を交付すること

II. 株券の電子化に伴う定款一部変更の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等に先立って、株券電子化に伴う定款一部変更は本定時株主総会における第2号議案（株券電子化に係る定款一部変更の件）として付議され、承認可決されました。

本定時株主総会第2号議案に係る定款変更の内容は、平成21年5月20日付「株券電子化に伴う定款一部変更のお知らせ」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力発生

係る定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって既に生じております。

III. 本定款一部変更等の承認決議

III-1. 種類株式を発行する旨を定める定款一部変更

1. 承認可決された事項の内容

第2号議案による変更後の定款の一部を変更して当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社とするために、当社定款に種類株式を発行する旨の定めを新設する

定款一部変更は第 3 号議案（種類株式発行に係る定款一部変更の件）として本定時株主総会に付議され、承認可決されました。

本定時株主総会第 3 号議案にかかる定款変更の内容は、「当社プレスリリース」の「Ⅱ. 当社定款の一部変更」（1.種類株式発行に係る定款一部変更）に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力発生

種類株式発行に係る定款一部変更の件にかかる定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって既に生じております。

Ⅲ-2. 当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨を定める定款一部変更

1. 承認可決された事項の内容

当社株式の非公開化のために、本定款一部変更等のうち、第 3 号議案承認による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨を定める定款一部変更は第 4 号議案（全部取得条項に係る定款一部変更の件）として本定時株主総会に付議され、承認可決されました。

本定時株主総会第 4 号議案にかかる定款変更の内容は、「当社プレスリリース」の「Ⅱ. 当社定款の一部変更」（2.全部取得条項に係る定款一部変更）に記載のとおりです。

本定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

株主総会の決議によって当社は全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主様に交付する取得対価は、当社 A 種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき 16,000 分の 1 株の割合で、A 種種類株式を交付します。

2. 定款変更の効力発生

全部取得条項に係る定款一部変更の件にかかる定款変更の効力は、本定時株主総会、本種類株主総会における承認可決をもって平成 21 年 8 月 5 日に生じます。

Ⅳ. 全部取得条項付普通株式の取得の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、本定時株主総会における第 5 号議案（全部取得条項付普通株式の取得の決定の件）として付議され、承認可決されました。

当該議案の内容は、「当社プレスリリース」においてお知らせいたしましたとおり、会社法第 171 条第 1 項並びに本定時株主総会第 3 号議案及び第 4 号議案による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって当社が発行済みの全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除く。）を取得し、当該取得と引換えに他の種類の当社株式を交付するものです。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって、

第 4 号議案（全部取得条項に係る定款一部変更の件）にかかる定款変更の効力が発生することを条件として、平成 21 年 8 月 5 日に生じます。

この結果、当社普通株式は、東証マザーズ市場の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 6 月 30 日から平成 21 年 7 月 29 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 7 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証マザーズ市場において取引することはできません。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、フリービット株式会社（以下「フリービット」といいます。）以外の全部取得条項付普通株主様に対して交付する取得対価としての当社A種種類株式の数は、1 株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、新たに発行する当社A種種類株式を 16,000 分の 1 株の割合をもって交付する予定です。このように割当てられる当社A種種類株式の数が 1 株未満の端数となる全部取得条項付普通株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

全部取得条項付普通株主様に割り当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも下記の売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得てフリービットに売却することを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主様が保有する当社普通株式数に金 24,219 円（フリービットによる当社普通株式に対する公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各全部取得条項付普通株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

4. 全部取得条項付普通株式の取得に関する今後の日程の概要（予定）

整理銘柄への指定	平成 21 年 6 月 30 日（火）
定款変更に関する通知公告	平成 21 年 6 月 30 日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得に関する基準日設定に関する通知公告	平成 21 年 7 月 15 日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成 21 年 7 月 29 日（水）
当社普通株式の上場廃止日	平成 21 年 7 月 30 日（木）
全部取得条項付普通株式全部の取得の基準日	平成 21 年 8 月 4 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得に係る定款変更の効力発生日	平成 21 年 8 月 5 日（水）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 8 月 5 日（水）

以上